

令和 8 年度  
県知事要望

令和 7 年 8 月

松 江 市



政 第 1 9 2 号

令和 7 年 8 月 5 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

松江市長 上 定 昭 仁

### 令和 8 年度 県知事要望につきまして

平素より、松江市政の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、中海・宍道湖・大山圏域の中核都市として、島根県ならびに山陰をリードすべく、地方創生のための取組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

人口減少、少子高齢化などの難しい課題が山積し、さらにエネルギー価格・物価の高騰による実質賃金の減少等の影響を受けて地域経済は依然として厳しい局面にあります。島根県との緊密な連携によって乗り越えられるものと確信しております。

つきましては、本市が、島根県に連携・協力をお願いしたい重点事項を要望させていただきますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。



## 重点要望事項一覧

番号	項 目	頁	区分
1	地域経済の回復対策について	1	継続
2	観光誘客対策の実施について	2	継続
3	浸水被害の軽減及び土砂災害対策の推進について	3	継続
4	土地利用制度（区域区分）の見直しについて	4	継続
5	「島根県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標」の設定について	5	新規
6	「半島防災」の充実強化について	6	継続
7	公共交通の担い手不足対策について	7	継続
8	持続可能な地域社会の確立に向けた広域連携と企業や政府機関の地方への進出促進について	9	継続
9	「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の制度拡充について	10	継続
10	航空自衛隊美保基地等周辺対策の充実について	11	継続
11	原子力発電施設等立地地域の安心・安全に関する事項について	12	継続
12	文化財行政の推進について	14	継続
13	松江城の世界文化遺産登録に向けた取組みへの協力について	15	継続
14	小・中学校等における教職員定数の確実な配置及び少人数学級編制の推進について	16	継続
15	「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備推進について	18	継続
16	中心市街地のまちづくりの推進、並びに大橋川改修及び関連事業について	20	継続
17	高速道路網の早期整備について	22	継続
18	都市基盤整備及び農林水産基盤整備に係る重要施策について	23	継続



## 1. 地域経済の回復対策について

### 【要望事項】

不安定な世界情勢や円安などの要因によりエネルギー価格や物価が高騰し、それに伴う実質賃金の停滞が地域経済の回復に暗い影を落としている。鳥根県においては、こうした状況を踏まえていただき、持続可能な地域社会の構築に向けて本市と緊密に連携のうえ適切に役割を分担し、迅速かつ効果的に地域経済の活性化策を講じるよう要望する。

### 【要望背景】

山陰の景気は緩やかな回復傾向にあるとされる一方で、実質賃金（年平均）は3年連続で下落し、米をはじめとする食料品や電気・ガス・ガソリンの価格など、市民生活に直結するコストは高止まっています。

こうした中、地域経済の回復と持続可能なまちづくりを推進するためには、地域の実情・実態を把握する本市と鳥根県が連携し、必要な支援にともに取り組みることが必要です。

つきましては、鳥根県には、本市と適切な役割分担のもとで、物価高騰をはじめとする地域の諸課題に対して、より効果的な支援が講じられるよう、引き続き緊密に連携するよう要望します。

## 2. 観光誘客対策の実施について

### 【要望事項】

観光地の地域間競争が厳しさを増す中で、島根県・松江市が選ばれるためには、地域資源のさらなる磨き上げや、知名度・ブランド力の向上など、観光誘客対策をより一層強化することが求められるため、次のとおり要望する。

- (1) 今年秋に放送が始まる連続テレビ小説「ばけばけ」を契機とした、誘客プロモーション、受入環境整備、「おもてなし」の機運醸成などについて、島根県にはこれまでも本市と連携のうえ積極的に進めていただいているが、ドラマ放送終了後もこの連携体制を維持し、相互の強みを活かした観光誘客に継続して取り組むこと。
- (2) 国内外からの観光・ビジネス誘客を促進するため、国内航空路線の充実に努めること。特に FDA 就航便は、地方都市間を結ぶ重要な航路であるため、引き続き 21 世紀出雲空港整備利用促進協議会や県内市町村と連携し、利用促進に向けた効果的なプロモーションや閑散期対策に取り組むこと。また、出雲縁結び空港への国際航空路線の就航は、地域経済の活性化を促す「起爆剤」になり得ることから、台湾など海外への直行便の開設及び定期便化に向けて積極的に取り組むこと。
- (3) 国内外のサイクリスト誘客を図るために、「島根ならではの」豊かな自然景観を活かしたサイクリングコースの整備が効果的であり、とりわけ宍道湖を眺望できる国道 431 号線沿いにおいて、安全にサイクリングを楽しめる自転車専用レーンを整備するなど、本市との連携により効果的な誘客戦略を検討すること。
- (4) 令和 11 年開催予定の「ホーランエンヤ」については、意宇川の航路の水深が土砂の堆積により浅くなり、船底が川底に接触するおそれがあるため、河川掘削等による航路の確保に取り組むこと。また、今後進められる新大橋の整備事業によって、船団の航行等に支障が生じないように配慮するとともに、必要な安全対策を実施すること。

### 【要望背景】

令和 6 年の本市観光動態調査によれば、令和 5 年は、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により観光需要が高まったものの、令和 6 年においては、相次ぐ自然災害や物価高騰の影響により、宿泊客数は対前年比 2%減の 178 万人となりました。

こうした中で、今秋放送が始まる連続テレビ小説「ばけばけ」は、本市の魅力を広く発信し観光誘客を図る千載一遇のチャンスと捉えており、島根県には、本市と協調して積極的にプロモーションを展開するとともに、ドラマの効果を一過性にとどめないよう継続的に観光誘客に取り組んでいただくことを要望します。

さらに、出雲縁結び空港に国際路線が就航すれば、インバウンド観光客の増加が導かれ、地域経済活性化の「起爆剤」となるものと期待されるため、路線誘致に向けて積極的に取り組んでいただくことを併せて要望いたします。

### 3. 浸水被害の軽減及び土砂災害対策の推進について

#### 【要望事項】

1. 地盤の低い黒田町・春日町地域は、これまでに幾度となく豪雨による床上・床下浸水の被害を受けており、本市では、令和7年5月に島根県が公表した「松江市街地緊急浸水対策」に位置付けられた堀川の事前放流や、比津川流域のため池・調整池の有効利用などを実施することとしている。一方で中期的には、抜本的な解決を図るための浸水対策が必要であり、本市市街地における河川改修や雨水排水施設整備などのハード対策や防災活動体制の整備などのソフト対策を定めた「松江市街地治水計画」に基づき、島根県において、中川・北田川・比津川など県管理河川の氾濫対策を推進していただくよう要望する。
2. 浸水被害の未然防止を図るため、引き続き、県管理河川における樹木の伐採、堆積土砂の撤去など、維持管理の充実に取り組んでいただくことを要望する。
3. 土砂災害警戒区域が多い本市の現状に鑑み、土砂災害を未然に防止するため、砂防関係事業の予算を確保し適切に実施していただくよう要望する。

#### 【要望背景】

1. 近年、全国各地で記録的な豪雨が頻発し、住宅浸水や土砂崩れによる深刻な被害が発生しています。本市においても、令和5年7月、令和6年7月の豪雨により、市街地中心部の河川・水路が氾濫し、道路の冠水による車両の水没や家屋の浸水被害が生じました。特に市街地の住宅密集地では、地域特性に即したきめ細やかな内水対策が重要であり、島根県において、抜本的な解決を図るために河川改修などのさらなる推進を要望します。
2. 令和3年7月4日～13日、令和6年7月9日には、梅雨前線豪雨によって、県管理河川の意宇川が避難判断水位を超過したため、本市は、周辺地域住民に避難指示を発令しました。意宇川のように急峻な地勢や曲線形のある中小河川においては、堆積した土砂が正常な河川の水流を阻害することが浸水被害を引き起こします。集中豪雨によって急激な水位上昇が起こった場合には、堤防の決壊などによって沿川住宅地に甚大な被害が生じかねないことから、樹木の伐採、堆積土砂の撤去など適切な維持管理に努めていただくよう要望します。
3. 島根県は、土砂災害警戒区域の指定数が32,213箇所と全国の都道府県で3番目に多く、このうち約1割の3,357箇所が本市にあります。近年、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が相次ぎ、これらに起因する土砂災害も発生しているため、適切な砂防関係予算の確保を要望します。

## 4. 土地利用制度（区域区分）の見直しについて

### 【要望事項】

本市では、「市域内のバランスのとれた発展」を目指し、松江圏都市計画区域における、線引き制度に依らない新たな土地利用制度の運用に向けて、具体的な制度設計を進めている。このたび、安来市が「線引き維持」の判断を示す中、島根県においては、両市の意向を尊重のうえ、可及的速やかに現行の土地利用制度（「線引き制度」）の見直しを実現するよう要望する。

### 【要望背景】

松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」において、「将来のまちのかたち」として、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の構築による「市域内のバランスのとれた発展」を目指すこととし、令和5年2月に、区域区分制度（いわゆる「線引き制度」）に依らない新たな土地利用制度の構築に向けた検討を行うことを表明しました。現在、令和8年度中の新制度への移行を目指して鋭意検討を進めています。

これまで、令和5年度には、市民や事業者に対する説明会や市民シンポジウムを開催し、令和6年度には、用途地域外（いわゆる「用途白地」）での制限手法など制度設計を検討するとともに、国が示す「都市計画運用指針」との整合を確認しました。

また、「松江圏都市計画区域」を構成する安来市が、令和7年6月に線引きを維持する方針を公表されたことから、島根県においては、両市の意向を踏まえて都市計画区域を分割再編することを検討されるものと理解しております。

以上から、早期に土地利用制度の見直しを実現するよう、島根県には、本市とともに検討を進めていただきますよう要望いたします。

## 5.「島根県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標」 の設定について

### 【要望事項】

「島根県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標」については、市町村の実態に即して設定されるよう要望する。

### 【要望背景】

令和7年4月1日に、「農業振興地域の整備に関する法律」が改正され、国は、令和7年中に「農用地等の確保等に関する基本指針」を定め、「都道府県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標の設定の基準に関する事項」について示すこととされており、島根県においても「農業振興地域整備基本方針」の変更と目標面積の設定をすることとされています。

現在、本市においては、農業振興地域整備計画の総合見直し、及び都市計画法に基づく土地利用制度の見直しを進めていますが、優良な農地については大規模化や集積化などの基盤整備を図るとともに、スマート農業など省力化技術の導入により生産の効率化を図りながら守っていくべきであると考えています。一方で、松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」に掲げる市域内のバランスのとれた発展を実現するためには、農村地域における新たな土地開発も必要であり、農用地区域からの除外は一定程度必要と考えます。

そのため島根県の農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標設定については、市町村の実態に即して設定されるよう要望します。

## 6. 「半島防災」の充実強化について

### 【要望事項】

半島地域は三方を海に囲まれるなどの地理的な制約を抱えており、地震・津波といった自然災害発生の際には、その対策に多大な困難を伴うことから、この度の能登半島地震の教訓を踏まえ、島根半島における防災対策の強化について、次のとおり要望する。

- (1) 半島地域の集落は災害時に道路状況等により物資の供給が滞る可能性が高いことから、島根県地域防災計画に基づき、集落での避難生活に必要な小型発電機等の災害救助用物資・資機材の確保及びその保管場所の整備など、分散備蓄の推進に対する支援策を講じること。
- (2) 災害時、半島地域の道路状況によっては、発災直後の被害状況の把握が困難になる可能性が高いことから、防災ヘリコプター等で収集した被害状況について、本市及び関係機関等に迅速な情報提供が出来るよう体制を構築すること。
- (3) 大規模災害時に円滑な避難や輸送が可能となる高規格道路を含む道路網・飛行場外離着陸場など、半島地域の防災に資するインフラ整備・強化を一層推進すること。

### 【要望背景】

令和6年1月1日に「令和6年能登半島地震」が発生し、石川県の能登半島を中心に甚大な被害が発生しました。

島根半島の防災対策強化として、大規模な災害が発生した場合に物資供給が滞る可能性のある島根半島沿岸部の地域において、集落での避難生活の際に必要な小型発電機等の災害救助用物資・資機材確保、その保管場所の整備など、分散備蓄の推進に対する支援策を検討するよう要望します。

また、能登半島地震のような災害発生時には、可能な限り早急に被災地の被害状況を把握し各関係機関へ情報提供することが重要となりますが、半島地域の道路状況等によっては被害状況の把握が困難になる可能性があります。

島根県では、震度5弱以上の地震が発生した場合に防災ヘリコプターやドローンを投入して収集した被害状況を、本市及び関係機関等に迅速に情報提供する体制を構築するよう要望します。

さらに、半島地域の孤立するリスクを低減するため、大規模災害時でも円滑な避難や輸送が可能となる高規格道路を含む道路網・飛行場外離着陸場など、インフラ整備・強化を一層推進することについても要望します。

## 7. 公共交通の担い手不足対策について

### 【要望事項】

島根県では、令和7年度より、運転士確保に取り組む交通事業者を支援する「地域生活交通の担い手確保促進事業」を創設するなど、公共交通の担い手確保に向けて尽力されている。引き続き、市町村と連携し支援策を継続するとともに、十分な予算措置を講じるよう要望する。

一方で、本市の公共交通を担う松江市交通局については、本事業の補助対象外となっている。松江市交通局は、県立高校を含む高校生の通学や、通勤、さらには高齢者・障がい者などの通院・買い物などにかかる移動手段を、他の路線バス運行事業者と同様に担っている。

については、松江市交通局についても補助対象事業者とするよう要望する。

また、国に対する支援制度の構築や予算措置の要望についても、引き続き市町村と連携して実施するよう要望する。

### 【要望背景】

本市においても、「2024年問題」、いわゆる運転士の働き方改革に伴う運転士不足に起因する路線バスの減便や路線廃止などの課題が顕在化しています。

具体的には、松江市交通局では令和6年4月1日に減便を伴うダイヤ改正を実施し、令和6年10月1日には一畑バスが3路線の廃止と1路線の縮小、及び最終便の繰り上げ運行などを実施しています。

課題となっている市内バス路線の維持に向けては、令和6年12月に一畑バス株式会社と松江市交通局が連携協定を締結し、二者一体となって利用者の利便向上とバス路線の効率化に向けた取組みを進めています。

そこで、今年度、両者が「共同経営計画」を策定し、バス路線の再編や運賃体系の見直し、各種サービスの共通化など、バス路線の効率化や利便性の向上に向けて、「あたかも1社」の事業者のように補完しあうことで、より実効性の高い事業に取り組んでいく予定としています。

今後、本市のバス路線を維持していくためには、松江市交通局を含めた、バス事業者の運転士の処遇改善等の取組みを通じて、運転士確保を図っていくことは必須です。

地方公営企業である松江市交通局に対して、国は、「交通DX・GXによる経営改善支援事業」等において補助対象事業者としているにもかかわらず、島根県の「地域生活交通の担い手確保促進事業」では補助対象外となっています。さらに、島根県の「生活交通確保対策交付金」についても、地域住民の生活交通を確保するためとなっているにもかかわらず、地方公営企業である松江市交通局が対象外となっています。

以上のことから、島根県に対しては、市町村との連携のもと、引き続き公共交通の担い手不足に対応する支援策を継続することに加え、十分な予算措置を講じるとともに、本市の公共交通を担う松江市交通局についても、補助対象事業者とするよう要望します。

併せて、公共交通の担い手不足は全国的課題であり、国に対しても十分な財政支援を

求めていくことが必要であることから、国へ要望する際には市町村と連携し実施するよう要望します。

## 8. 持続可能な地域社会の確立に向けた広域連携と企業や政府機関の地方への進出促進について

### 【要望事項】

人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能な地域社会の確立には、本市と中海・宍道湖・大山圏域が一体となって魅力を高めていくことが不可欠であり、島根県においても、鳥取県と連携し、圏域市長会の取組みを一層支援するよう要望する。

また、テレワークなど様々な働き方がある中、ワーケーションの活用を入口としたサテライトオフィスの開設や、企業の地方への進出や移転など、島根県と本市が一体となって取り組むよう要望する。

併せて、政府機関の地方移転についても、国に対して連携して働きかけるよう要望する。

### 【要望背景】

本市は、島根・鳥取両県の4市とともに「中海・宍道湖・大山圏域市長会」を組織し、広域的な施策を展開しています。本圏域がさらなる発展を遂げることにより、U・Iターン者の増加が期待されます。そのためには、物流を始めとした圏域外からのアクセス向上を図る必要があります。島根県においても、鳥取県と連携し、圏域市長会の取組みを一層支援するよう要望します。

また、リモートワークやウェブ会議システムの普及により、首都圏から地方へ本社を移転する企業の動きがみられるほか、場所を選ばない働き方へのニーズがあります。本市では、自然景観、歴史的まちなみ、伝統文化、プロスポーツなどの魅力に着目した「ワーケーション」を推進しており、移住・定住へとつなげるために、島根県と本市が一体となって取り組むことを要望します。

併せて、政府機関等の地方移転についても、島根県と本市が連携して国に働きかけることを要望します。

## 9.「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の制度拡充について

### 【要望事項】

原子力発電施設等立地地域の振興を図るため、立地地域及び対象事業の拡大、補助率のかさ上げ等、特別措置法の制度拡充について、国へ要請するよう要望する。

### 【要望背景】

平成 14 年 3 月に策定された「島根県原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画」の 3 つの基本目標である「広域ネットワークの基盤の形成」「産業の振興」「都市・生活環境基盤の形成」については、いずれも道半ばであり、目標の実現に向けて取組みを推進する必要があります。

特に福島第一原子力発電所事故を受け、原子力災害対策重点区域が原子力発電所から半径 30km 圏内に拡大されて以降、原子力発電所の稼働にあたっては、従前以上に立地地域の住民をはじめとする関係者の理解が必要になっています。原子力防災対策強化のための避難等に不可欠な道路の整備・改良、輸送手段の確保など社会基盤整備を着実に実施するため、立地地域を本市全域に指定するとともに、本特別措置法の対象事業拡大や補助率の嵩上げなどの制度拡充について、国への要請を要望します。

## 10. 航空自衛隊美保基地等周辺対策の充実について

### 【要望事項】

自衛隊美保飛行場をベースとする自衛隊機の訓練飛行空域に、本市八束町のほぼ全域が含まれている。本市も基地等所在地である境港市、米子市と同等に、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく「特定防衛施設関連市町村」への指定並びに、地域の実情に合わせた「民生安定事業」の助成対象の拡大について要望しており、島根県においても、現行制度の見直しについて、国に対し要請するよう要望する。

### 【要望背景】

昭和 54 年に C-1 型輸送機が美保飛行場に配備されて以降、大型輸送機パイロット育成のための訓練飛行空域に、本市八束町のほぼ全域が含まれています。

C-2 型輸送機の導入に際して、平成 24 年 6 月に本市から防衛省に対して「航空自衛隊美保基地周辺における生活環境の整備並びに地域振興策について(要望)」を提出しましたが、現行制度上、「特定防衛施設関連市町村」への指定は困難である旨の回答を受けています。

一方、令和 2 年度に、航空自衛隊 C-2 型輸送機 10 機、陸上自衛隊大型輸送ヘリコプター 2 機が、令和 3 年度には、空中給油・輸送機 4 機が配備され、令和 7 年度には、空中給油・輸送機 2 機が追加配備予定です。さらに令和 7 年 2 月には、防衛省から島根県を通じて空中給油・輸送機 4 機の追加配備について、協議の申し入れを受けています。

これらのことから、島根県においても、現行制度の見直しについて、国に対し要請することを要望します。

## 11. 原子力発電施設等立地地域の安心・安全に関する事項について

### 【要望事項】

1. 市民の安心・安全の確保のため、国に対し次のとおり要請するよう要望する。
  - (1) 原子力発電所における使用済燃料及び放射性廃棄物の処理・処分については、従来より積極的な問題解決を要望しているが、住民の不安払拭や島根原子力発電所1号機の廃止措置の円滑化のため、国主導により早期に発電所敷地外に搬出されるよう、早急に取り組むこと。
  - (2) 原子力災害対応は国が主導的な役割を担うことから、島根県と本市が実施している原子力災害対策の実効性向上の取組みに対して、省庁の枠組みを超えた推進体制を構築するとともに、最大限の支援を行うこと。また、地震や津波との複合災害など不測の事態において、実動組織から円滑な支援が得られるよう関係機関との連携を強化すること。
  - (3) 発電所周辺住民の円滑な避難には、近隣地域や避難先の地域住民の理解と適切な行動が重要であるため、放射線被ばくのリスクを踏まえた段階的避難の考え方や屋内退避の効果や運用について広く理解され冷静な対処ができるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。
  - (4) 島根県中西部への避難道路となる山陰自動車道の早期全線開通を実現すること。
  - (5) 島根原子力発電所に係る適合性確認審査及び原子力規制検査においては、市民の安心・安全を確保する観点から、設備面のみならず、組織体制、人員、手順、教育及び訓練といったソフト面の対応に関しても、厳格な審査及び検査、監視を行うとともに、審査結果等を本市及び市民に対して丁寧に説明すること。
  - (6) 武力攻撃、テロに対する原子力発電所の防護対策について再検証し、防護対策の強化に不断に取り組むこと。また、自衛隊や海上保安庁、警察組織等の拡充を図り、防護対策を強化すること。
2. 島根県においても、次のとおり取組みを実施されるよう要望する。
  - (1) 原子力災害対策の実効性の向上に引き続き取り組むこと。また、原子力発電所近傍の住民ほど災害リスクが高いことを踏まえ、段階的な避難などのルールについて県民の理解を促進するとともに、避難先自治体との連携を密に図るなど、原子力防災体制の充実・強化に取り組むこと。
  - (2) 避難手段や要配慮者の避難誘導體制の確保など、本市だけでは対応できない課題の解決に努めること。
  - (3) 安定ヨウ素剤の事前配布については、原子力災害医療を所管する島根県において未配布者への配布促進に取り組むこと。
  - (4) 原子力災害時の避難道路となる重要な道路の整備、拡幅、橋梁の耐震化を早期に実施すること。
  - (5) 原子力災害時には、自家用車での避難が想定されるため、避難退域時検査も踏まえた避難時間の推計を改めて行い、島根県警等関係機関と協力して、避難経路の渋滞緩和対策を講じること。

- ( 6 )避難退域時検査については、要員の確保や資機材などの充実化を図るとともに、要員の訓練や研修を定期的に行い、緊急時に迅速かつ適切な対応が取れるよう努めること。
- ( 7 )避難時において、食料・飲料水、救護、トイレ等の住民に対する支援が実施できる支援施設の設定、周知方法、供給体制及び対応手順など具体化を図ること。

#### 【要望背景】

住民の安心・安全を確保したうえで、島根原子力発電所 1 号機の円滑な廃止措置を進めるために、使用済燃料や放射性廃棄物が早期に発電所敷地外に搬出することが望まれ、処理・処分に関する課題の解決について、国に対して求め続けることが重要となります。

地震や津波との複合災害への対応については、原子力災害の特殊性を考慮しつつ自然災害対応との連携を強化することが重要であることから、省庁の枠組みを超えた推進体制が必要となるとともに、不測の事態においては実動組織による支援が必要となるため、能登半島地震の際の対応等を踏まえ、より円滑な支援が得られるよう関係機関との連携強化が求められます。

また、発電所に近い住民の避難を円滑に進めるためには、周辺自治体や避難先自治体と緊密な連携を図り、その理解と協力が得ることが重要です。

原子力発電所に対する武力攻撃やテロに対しては、国において、現行の原子炉等規制法に基づく対策や国民保護法に基づく対処方針の内容などについて検証を重ね、必要な対策を講じる必要があります。

安定ヨウ素剤については、令和 5 年度から薬局での事前配布が実施されたことで配布にかかる市民の負担軽減が図られましたが、特に PAZ（発電所から概ね 5km 圏内）及び 40 歳以下の未配布者への配布促進につながる制度設計や取組みが、引き続き求められます。

複合災害も想定し、避難道路(歩道を含む)の整備や橋梁の耐震化などについても、早急に実施することが必要です。

市民の避難先として、島根県中西部、広島県東部、岡山県西部を指定していますが、自家用車での避難が想定される中で、当該地域への有効な避難経路となるべき山陰自動車道、尾道松江線はもとより、国道 9 号及び国道 54 号などにおいて、かなりの交通渋滞が発生することが予想されます。については、避難退域時検査による渋滞等も想定した「避難時間推計」を改めて実施するなど、島根県警などの協力のもと、避難経路の渋滞緩和対策を充実・強化することが重要となります。

島根県の広域避難計画では、避難ルート付近に支援ポイントを設定することが定められています。昨年度に島根県が示した「支援ポイントの対応方針」により、支援施設の設定、周知方法、供給体制及び対応手順などを早期に具体化し、訓練などを通じて支援の実効性を確認するとともに、支援施設への認識の共有を図ることが必要です。

以上の項目について、島根県において取組みを実施されるよう要望します。

## 12. 文化財行政の推進について

### 【要望事項】

文化財行政の推進に係る財政支援について、次のとおり要望する。

- (1) 島根県文化財保存事業費補助金について、市町村や所有者等からの補助要望に対して、確実に予算措置すること。
- (2) 島根県文化財保存事業費補助金交付要綱について、平成 16 年度以前の制度に復旧すること。

### 【要望背景】

文化財の確実な保存にあたり、島根県は「島根県文化財保存活用大綱」の中で「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」という基本理念を定め、国庫補助に伴う協調補助として「島根県文化財保存事業費補助金交付要綱」により、文化財所有者ならびに市町村に対して財政支援を行うこととしています。

しかしながら、近年、島根県文化財保存事業費補助金が十分に予算措置されないことから、所有者および本市の負担が増加することとなり、補助金額にあわせて事業費を減額調整しなければならない状況となっています。

さらに、平成 17 年の「島根県文化財保存事業費補助金交付要綱」の改正により、財政支援の対象が「文化財の保存又は修理」に限定され、「活用のための整備等」が除外されました。重要文化財等の整備や維持管理は、耐震や防火などの防災対策に加え、近年、物価高騰や人件費の上昇により所有者の負担が増加していることから、所有者から本市に対して、文化財等の適切な保存管理や活用に必要な支援に対する要望が寄せられています。重要文化財木幡家住宅や史跡松江藩主松平家墓所に加え、令和 8 年度からは、新たに国宝松江城天守及び史跡小泉八雲旧居の修理事業が始まることとなっており、事業費の確保が課題となっています。

また、埋蔵文化財の「松江市内遺跡発掘調査」については、「島根県文化財保存事業費補助金交付要綱」により、文化庁所管補助金の交付対象となる出土遺物の保存処理や科学分析にかかる費用を含む事業に要する経費の全てが交付対象となっていたものが、前述の県要綱改正により、個人住宅等の発掘調査業務に限定されたうえ、その補助率が国庫補助事業残額の 1/2 以内から 1/3 以内に引き下げられたことから、本市の財政的負担が大きくなっています。

以上のことから、島根県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づく確実な補助及び平成 16 年度以前の制度に復旧するよう要望します。

## 13. 松江城の世界文化遺産登録に向けた取組みへの協力について

### 【要望事項】

松江城を含めた国宝 5 城の天守で構成する「近世城郭の天守群」の世界文化遺産登録に向けた取組みに対する支援と協力を要望する。

### 【要望背景】

本市は、平成 28 年 5 月に「近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会」(以下「準備会」という。)に参加し、国宝天守を有する長野県松本市及び愛知県犬山市とともに、世界文化遺産に登録済の姫路城、暫定一覧表に記載中の彦根城を含む国宝 5 城の天守を「近世城郭の天守群」として世界文化遺産に登録することを目指しています。

準備会では、世界文化遺産に精通した専門家を交えて議論を重ね、その成果をまとめた「近世城郭の天守群」の暫定一覧表への記載に向けた提案書を、これまで 2 回(令和 4 年 3 月、令和 6 年 6 月)にわたり文化庁へ提出しています。

暫定一覧表に記載されて推薦待ちの資産が残り 4 件となっており、文化審議会世界文化遺産部会では、新たに暫定一覧表に記載することが適当と認められる資産の具体的な検討を行うためのワーキンググループを設置し、暫定一覧表の見直しが行われています。

世界文化遺産の推薦には、都道府県が主体となり国との連絡調整を図る必要があるため、松江城を含む「近世城郭の天守群」の世界文化遺産登録に向けた支援と協力を要望します。

## 14. 小・中学校等における教職員定数の確実な配置及び少人数学級編 制の推進について

### 【要望事項】

1. 教員不足の原因を捉え、それを踏まえて抜本的な対策を早急に実施し、教職員定数に応じた配置を確実に行うよう要望する。
2. 児童・生徒一人一人に対してきめ細かな指導を行うとともに、教職員における「働き方改革」を進めるため、小学校（義務教育学校前期課程を含む）における少人数学級編制の維持及び中学校（義務教育学校後期課程を含む）における少人数学級編制の実現に向け、国に対し法改正を働きかけるなど積極的に取り組むよう要望する。

### 【要望背景】

1. 教職員の確実な定数配置は、児童・生徒の学びの保障、活力ある学校運営、教職員の「働き方改革」など、学校教育を支える基盤と言えます。

しかしながら、本市内の市立小・中学校及び義務教育学校において、令和7年4月1日現在、教職員数が定数に満たない学校は15校あり、23名の欠員が生じています。また、常勤講師が配置できず、緊急対応非常勤講師の配置となっている学校が42校あり、人数は昨年度比16名増の91名にのぼっています。

さらに、令和7年5月1日現在、産前・産後休暇及び育児休業の取得者が63名（代替の内訳：常勤講師33名、非常勤講師26名、未配置4名）、私傷病休暇及び休職の取得者が3名（代替の内訳：常勤講師1名、非常勤講師2名）となっており、産休・育休、病休者数の増加に伴う代替職員の確保が極めて困難な状況です。今後、年度途中での産休・育休者数が昨年度と同程度予想され、定数の維持が喫緊の課題となっています。

また、本市では、令和7年度、主幹教諭代替非常勤講師10名を配置できておらず、教職員一人当たりの授業時間数の増加や主幹教諭の負担増などが起こっています。また、非常勤講師は、勤務時間が少ないだけでなく、学級担任や部活動顧問ができず、校務分掌を担当するケースが極めて少ないため、常勤の教職員の負担や超過勤務の時間が増加するなど、学校運営や常勤の教職員に大きな支障をきたす危機的な状況に至っています。

このように教員不足は年々深刻になっており、学校への負担の増加のみならず、児童・生徒が学びの機会を損なうことにつながることを懸念しています。

こうした状況を改善するためには、島根県の教職員に「なりたい」「続けたい」と思えるような県独自の施策が必要です。奨学金返還支援制度の導入、担任手当の支給など、島根県の教職員の魅力を向上させるような処遇改善を検討するよう要望します。また、常勤講師や60歳以上の教職員に対する給与面の改善について、国に対して働きかけるよう要望します。

2. 島根県においては、令和3年度、これまでの少人数学級編制が見直され、小学校第1学年の編制基準は30人、小学校第3～6学年及び中学校第1学年は35人が維持され

た一方で、小学校第2学年は30人から32人に、中学校第2・3学年は35人から38人に引き上げられました。児童・生徒に対するきめ細かな指導を行い、さらに教職員の業務量の縮減を図るうえでも、本市では、すべての学年における少人数学級編制の実現は極めて重要であると考えています。特に中学校では、生徒の体格が大きくなるのに伴い、より「密」な環境に置かれるため、きめ細かな学習を実施する上で支障をきたしています。

国は、小学校での少人数学級編制の成果を踏まえ、令和8年度から3年間かけて中学校において35人学級へ順次引き下げの方針を示しました。このことについて、小学校同様確実に実現できるよう、国に対して働きかけるよう要望します。

## 15. 「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備推進について

### 【要望事項】

本市は、「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」の整備について、昨年度、四国4県の知事や商工会議所会頭等で構成する「四国新幹線整備促進期成会」の東京大会に出席するなど、基本計画路線を有する全国の団体との連携強化を図っている。

鳥根県においては、既存組織である「中国横断新幹線整備促進鳥根県期成同盟会」等を通じて、岡山県や鳥取県等と県レベルで連携を図られるよう要望する。また、基本計画路線を有する全国の団体の共通課題である「新幹線整備にかかる予算総枠の拡大」、「整備事業費の地元負担のあり方の見直し」、「並行在来線を経営分離しないために必要な措置」について、引き続き国への要望並びに要望活動等を主導するよう要望する。

### 【要望背景】

「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」は、昭和48年、全国新幹線鉄道整備法に基づき閣議決定により計画路線となりましたが、その後半世紀にわたり進展していません。一方、山陽新幹線は、両新幹線の閣議決定のわずか2年後の昭和50年に開業しています。

また、日本海側でも、昭和57年に上越地方、平成9年に北陸地方において新幹線が開業、北陸新幹線はその後延伸され、昨年3月16日には金沢-敦賀間が開業するなど、整備新幹線の進捗が図られており、「山陰新幹線」及び「中国横断新幹線（伯備新幹線）」などの基本計画路線は、半世紀ぶりに整備計画路線への格上げがなされる可能性が高まっています。

この機会を逃すと数十年間、新幹線の話が消えてしまいかねないため、子や孫の世代に「新幹線」という資産をこの地域に残せるかどうかは、今、この取組みにかかっているとと言えます。

新幹線が開通している他地域が発展していく一方、山陰地方では都会地への人口流失が進み、産業も衰退し地域格差が拡大しています。

国は、全国的な課題である人口減少・少子高齢化、東京一極集中による地方都市の衰退に歯止めをかけるため、また大規模災害に備えた代替機能確保の観点から、国を挙げて「地方創生」「国土強靱化」を強力に推進する必要性があり、新幹線ネットワークの整備は、課題解決の最も有効な手段の一つであると考えます。

中海・宍道湖・大山圏域では、令和元年5月に圏域の自治体や議会、経済団体で構成する「中国横断新幹線（伯備新幹線）中海・宍道湖・大山圏域整備推進会議」を設立し、整備推進に向けた活動を実施しており、圏域内では、新幹線整備の実現への期待が高まっています。

また、令和7年3月に県が策定した「鳥根創生計画(第2期)」では、「山陰新幹線・伯備新幹線の整備に向けて、並行在来線の地元移管への対応や建設費の地方負担の分担などの課題について関係者と調整を進めながら、関係県と連携して国に働きかける」こと

が明記されています。

昨年度、本市は四国 4 県も参画する四国新幹線整備促進期成会の東京大会に市長が初めて出席するなど、基本計画路線を有する全国の団体との連携強化を図っています。今年度は、基本計画路線を有する全国の団体の共通課題である、「新幹線整備にかかる予算総枠の拡大」、「整備事業費の地元負担のあり方の見直し」、「並行在来線を経営分離しないために必要な措置」を政府・関係国会議員に対して合同要望をするため、調整を進めています。

島根県においては、既存組織である「中国横断新幹線整備促進島根県期成同盟会」等を通じて、岡山県や鳥取県等と県レベルで連携を図られるよう要望します。また、基本計画路線を有する全国の団体の共通課題について、引き続き国への要望並びに要望活動等を主導するよう要望します。

## 16. 中心市街地のまちづくりの推進、並びに大橋川改修及び関連事業について

### 【要望事項】

1. 中心市街地の再生を進めるため、「中心市街地エリアビジョン」に基づき、官民が連携して取り組むにあたり、次のとおり要望する。
  - (1) JR 松江駅周辺のまちづくりについては、「松江駅前デザイン会議」に引き続き参画し、連携体制を維持すること。また、松江駅前デザイン完成後、デザインの実現に向けて、JR 松江駅前広場を所有する島根県の協力が不可欠となることから、引き続き協力すること。
  - (2) 松江城周辺のまちづくりについては、中核となる「大手前駐車場の交流広場化」の検討に係る議論の場を設ける際には参画すること。
2. 大橋川の改修及び関連事業の早期完成に向けて、次のとおり要望する。
  - (1) 緊急輸送道路である新大橋については、耐震基準を満たしていないため、早期架け替えに向け工事を着実に進めるとともに、地域住民に対し工事スケジュールや進捗状況を定期的に情報提供すること。
  - (2) 四十間堀川放水路の整備については、市街地の内水対策に重要な事業であることから、大橋川改修の工程や本市の都市整備事業等との整合を図りながら、確実に推進すること。一方、市庁舎の建て替えや、「宍道湖・大橋川かわまちづくり計画」における水辺空間の整備等との調整が必要であることから、引き続き連携・協議を行うこと。また、放水路整備に伴う市庁舎建て替えの工期や事業費への影響に対し、必要な支援・協力を講じること。
  - (3) 大橋川沿岸の水辺の公共空間については、中心市街地のまちづくりや賑わい創出に向けて、伊勢宮港湾緑地の利活用を引き続き推進するため、支援・協力すること。

### 【要望背景】

1. 令和 5 年 12 月、本市と松江商工会議所と共同で新たな検討組織「松江駅前デザイン会議」を設置し、中長期的な視点から松江駅前のあるべき姿についての検討を開始しました。令和 6 年 3 月の第 2 回会議から島根県も参画し、駅前広場の所有者、道路管理者の立場から意見等をいただいています。

この「松江駅前デザイン」の策定にあたっては、松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」（令和 4 年 3 月策定）「中心市街地エリアビジョン」（令和 4 年 3 月策定）との整合を図り、松江駅前を「日常的に人々が憩い集う松江の顔・玄関」とすべく議論が進められており、令和 7 年度においても継続することとされていることから、連携体制を維持するよう要望します。また、デザイン完成後の再開発に向けた検討においては、より一層、島根県との連携、協力が必要となることから、引き続き協力するよう要望します。

さらに、「松江城周辺ゾーン」において、「大手前駐車場の交流広場化」の検討を進め

るにあたっては、県道（都市計画道路）を所管する島根県との連携、協力が必要となることから、議論の場を設ける際には参画するよう要望します。

2. 大橋川改修は、本川の改修や新大橋の架け替えなどの一大事業であり、地域住民の生活に影響が生じることなどから、国・県・市の連携が重要となります。そのため、新大橋の早期架け替えに向け工事を着実に進めるとともに、地域住民に対し工事スケジュールや進捗状況を定期的に情報提供するよう要望します。

四十間堀川放水路整備事業は、市街地の内水対策として重要な事業であり、早期の完成が求められます。一方で、「宍道湖・大橋川かわまちづくり計画」に基づき、安全に水辺を楽しむための護岸整備、千鳥南公園を市民の利用しやすい公園とするための再整備や、新庁舎整備を進めており、事業の実施にあたっては、引き続き緊密な連携・調整が行われることが必要です。また、放水路整備事業の一部は新庁舎整備事業と区域・工期が重なっており、その計画見直しに伴う工事費や工期の変更への対応についても、引き続き支援・協力するよう要望します。

県有地である伊勢宮港湾緑地については、令和7年4月に民間事業者による水辺利用イベントが開催されました。さらに、別の民間事業者からも今後の利用に伴う相談をいただいています。当該地は、背後の繁華街と連携して賑わいの創出が期待できるエリアであり、中心市街地の活性化のためにも、民間事業者の意向に沿った柔軟な利用ができるよう、占用基準の緩和などを通じて、引き続き水辺の利活用を推進するため、支援・協力するよう要望します。

## 17. 高速道路網の早期整備について

### 【要望事項】

1. 山陰道について、早期全線開通に向け、国における予算確保と確実な財源措置について国に求めるよう要望する。
2. 高速道路の暫定 2 車線区間について、「高速道路における安全・安心基本計画」に定める 4 車線化優先整備区間のうち、既に事業化された松江玉造 IC から宍道 JCT 間の一部約 3km の早期完成と未事業化区間の早期事業化を、国等に求めるよう要望する。
3. 高規格道路「境港出雲道路」について、「中海・宍道湖 8 の字ルート」の一部を構成し、圏域の産業振興に寄与するだけでなく、半島部における地震災害等の際の避難路・緊急輸送路となる重要な路線であるため、全線の早期開通に向け、現在未着手となっている区間を国の直轄事業として整備することを、国に対し積極的に働きかけるよう要望する。また「一般国道 431 号松江北道路」事業については、早期完成に向けて十分な予算を確保し、事業を一層推進するよう要望する。

### 【要望背景】

1. 山陰道は、中国横断自動車道（浜田道、尾道道・松江道、岡山道・米子道）・中国縦貫自動車道・山陽自動車道及び瀬戸内しまなみ海道とネットワークを構成する高速道路であり、また、圏域を越えた連携・交流による産業・観光の振興など、活力ある地域づくりに資するだけでなく、災害時の救援・避難路として必要不可欠な路線です。早期全線開通に向け、国において予算確保と財源措置が確実になされることを国に求めるよう要望します。
2. 山陰道の大部分を占める暫定 2 車線区間は、対面通行による正面衝突発生の可能性や、事故発生時・大雪時に渋滞・通行止めが発生しやすいなど、本来高速道路が有する安全性・信頼性に課題があることから、早期の 4 車線化が必要です。そのため、既に事業化された松江玉造 IC から宍道 JCT 間の一部約 3km の早期完成と未事業化区間の早期事業化を、島根県においても国等に求めるよう要望します。
3. 高規格道路である「境港出雲道路」は、「中海・宍道湖 8 の字ルート」の一部を構成する広域観光・企業誘致・物流などの基幹ルートであり、地域の経済振興や活性化に大きく寄与する道路です。また、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、多くの幹線道路が被災し住民避難や復旧作業に支障が生じており、半島部における災害時の広域的な避難路・緊急輸送路として高規格道路の必要性が再認識されたことから、「境港出雲道路」の早期全線開通は必要不可欠です。早期全線開通のため、現在未着手である区間を国の直轄事業として整備することを、国に対し働きかけるよう要望します。また、「境港出雲道路」の一部であり、島根県が事業を進める「一般国道 431 号松江北道路」は、松江市街地の渋滞緩和や山陰道へのアクセス向上、災害時の避難円滑化などの防災機能の強化が期待されており、早期の完成が望まれることから、島根県において十分に予算を確保し、事業を一層推進するよう要望します。

## 18. 都市基盤整備及び農林水産基盤整備に係る重要施策について

### 【要望事項】

市民が安心・安全に生活できる、持続可能なまちづくりを推進するため、別冊に掲げる「土木・農林水産ハード関連施策」について、その実行に向けて支援するよう要望する。

### 【要望背景】

1. 令和6年1月に発生した能登半島地震は、道路・橋梁・法面などのインフラに甚大な被害をもたらし、孤立地区の発生や、円滑な復旧に支障が生じるなど、大きな影響が出ました。このような大規模な地震はいつどこで起きてもおかしくない状況です。災害発生時に避難路、緊急輸送道路となる幹線道路網の整備や橋りょうの耐震化など、道路の防災・震災対策は急務であり、特に能登半島と類似した地形を有する本市においては、その重要性がさらに高まっています。  
また、全国各地で記録的な豪雨が頻発し、短時間に住宅浸水や土砂災害による深刻な被害が発生しています。本市においても、令和3年7月・8月及び令和6年7月の集中豪雨により住宅浸水や土砂災害が発生し甚大な被害をもたらしており、治水・治山対策や土砂災害対策などをより一層推進する必要があることから、支援するよう要望します。
2. 農林水産業を行う場である水田、畑、山、湖、海などは、安心で安全な食料の提供や、洪水調整・土砂の流出防止・水源涵養など、多面的機能を持っており、その機能の維持が重要です。また、これらは、市民生活に憩いや癒しを与える場でもあり、環境保全にも大きく寄与しています。豊かな農林水産物とそれらを育む農山漁村地域を守るため、農林水産関連施設の基盤整備・強化に取り組む必要があり、支援するよう要望します。